

富士見会館使用細則

(目的)

第1条 この細則は、「富士見会館管理・運営規程」第12条に基づき、富士見会館使用上の必要事項を定めることを目的とする。

(使用区分)

第2条 富士見会館内の施設は、使用上次の二つに区分される。

- 一 特定の団体が使用する施設(部会室、アトリエ、倉庫、防音倉庫、弓道場、陶芸窯場)
- 二 共用施設(集会所、富士見会館ホール、集会室6室、集会室[和室]4室、防音室3室、道場、ホワイエ)

(共用施設の一部開放)

第3条 共用施設のうち集会所、富士見会館ホール及びホワイエについては、別表1に定めるとおり、一部の時間帯を休憩等のために本学のすべての学生に開放する。この場合、使用手続きを必要としない。

- 2 一部開放された共用施設では、特定の団体による独占使用を禁止する。

(特定の団体が使用する施設の使用手続き)

第4条 特定の団体が使用する施設については、年度当初の決められた期日までに、次の使用申請書を学生課に提出しなければならない。

- 一 部会室については、部会室年間使用申請書
 - 二 倉庫及び防音倉庫については、倉庫年間使用申請書
- 2 アトリエ、弓道場、陶芸窯場については、学生課が指定した公認学生団体が使用申請書を提出せずに使用できる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、陶芸窯場の使用にあたっては、火器使用許可願を所定の日までに学生課に提出しなければならない。

(共用施設の使用団体)

第5条 共用施設は、別表2に定めるとおり、本学の公認学生団体が主に使用できる。

- 2 学外の団体は、共用施設を使用できない。ただし、本学の公認学生団体を一部含んで構成される学外団体の集会及び本学の公認学生団体と他大学の団体との合同の集会等に対して、学生課において使用目的・内容等が適切であると認められた場合に限り、共用施設の使用を許可することがある。

(任意の学生団体の使用)

第6条 共用施設のうち集会室4室(4階)については、別表2に定めるとおり、特定の曜日の全時間帯及びそれ以外の曜日によっては本学の公認学生団体が使用しない時間帯に限り、任意の本学学生団体が使用できる。

- 2 任意の本学学生団体が共用施設を使用するには、原則として、使用者が本学学生のみで10名以上でなければならない。
- 3 前項にかかわらず、特別な理由がある場合に限り、申請に基づき本学学生以外の者の参加を許可することがある。
- 4 任意の本学学生団体は、共用施設の使用にあたって使用者名簿を提出しなければならない。

(本院関係者の使用)

第7条 第5条2項の規定にかかわらず、集会所、富士見会館ホール及びホワイエについては、本学の公認学生団体が使用しない時間帯に限り、教職員及び本院関係者(桜友会、常磐会、父母会等)の使用を認めることがある。

(共用施設の使用期間・時間)

第8条 共用施設の使用期間及び時間は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 前項にかかわらず、特別な理由がある場合に限り、申請に基づき共用施設の使用時間の延長及び12月26日から1月6日の期間の使用を許可することがある。

(集会場、富士見会館ホール及びホワイエの使用手続き)

第9条 集会所、富士見会館ホール及びホワイエについては、別表2に定めるとおり、予約調整会議を定期的を開催し、各団体から提出される所定の使用許可願をもとに使用スケジュールを決定する。この予約調整会議は、公認学生団体を対象とし、学生課が主催する。

- 2 第7条による教職員及び本院関係者(桜友会、常磐会、父母会等)の使用申込みは、所定の用紙により学生課が受け付ける。

(集会室 [和室] 4室、防音室3室及び道場の使用手続き)

第10条 集会室 [和室] 4室、防音室3室及び道場については、別表2に定めるとおり、予約調整会議を定期的を開催し、使用スケジュール案を作成する。この予約調整会議は、年度当初の決められた期日までに学生課において施設ごとに使用希望団体登録を行い、使用許可を得た公認学生団体のみで構成され、学生課が指名する幹事団体が主催する。

- 2 前項の幹事団体は、作成した使用スケジュール案を学生課にすみやかに提出し、許可を得なければならない。

(集会室6室の使用手続き)

第11条 集会室の使用を希望する団体は、別表2に定めるとおり、所定の使用許可願を学生課に提出し、許可を得なければならない。

- 2 使用希望団体が多数の場合、不公平が生じないように学生課において調整および抽選を行うことがある。

(共用施設の使用回数制限)

第12条 1団体ごとの共用施設の使用回数は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 集会室 [和室] 4室、防音室3室及び道場については、原則として使用回数を制限し

ない。ただし、特定の団体が長期間にわたり独占して使用する場合は、学生課において調整することがある。

(楽器等の演奏)

第13条 楽器等の演奏ができる施設は、防音室、防音倉庫、集会所及び富士見会館ホールとする。

(火器の使用)

第14条 火器の使用は、第4条第3項の規定によるもののほかは、禁止する。

(宿泊)

第15条 大学祭等学生行事の準備及び展示物の管理等のため、事前に申請があった場合に限り、必要最低限の人数の宿泊を許可することがある。

2 宿泊の申請書は、一週間前までに学生行事を主催する公認学生団体が学生センター所長宛に提出しなければならない。

(富士見会館使用上の注意)

第16条 学生課の許可を得ずに、会館内の備品等の持出し、移動及び施設の改変をしてはならない。

2 学生課が指定する行事期間中を除き、会館内の掲示・張り紙を禁止する。

3 会館内での飲酒は、原則として認めない。

4 その他、会館の目的を逸脱する行為をしてはならない。

(改正)

第17条 この細則の改正は、必要に応じて黎明会館運営委員会の意見を聞いた上で、学生部委員会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。